

消防団活動支援サービスの利用

入札説明書

令和 4 年 6 月

横浜市消防局消防団課

令和 4 年 6 月 3 日横浜市調達公告 8 号で公告した「消防団活動支援サービスの利用」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

消防団活動支援サービスの利用

(2) 業務内容

別添設計図書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

横浜市消防局総務部消防団課消防団係

(5) 入札方法

この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行います。

(6) 予定価格

7,840,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

(4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

(6) 横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条に違反した者でないこと。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。
- (8) 品質管理体制について、ISO9001:2008 若しくは ISO9001:2015 又は ISO20000-1:2018、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 3 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (9) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(4)のとおり書類を提出しなければなりません。

また、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式1）
- エ 前条第8項の条件を満たしていることの確認できる証書の写し
- オ 前条第9項の条件を満たしていることの確認できる証書の写し

(2) 提出方法

- ア 持参による提出の場合

上記(1)の提出書類を(3)の期間に紙にて(4)に掲げる局課に直接持参してください。

- イ 郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

上記(1)の提出書類を(3)に掲げる提出期間までに(4)に掲げる局課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」または、「一般競争入札参加資格確認申請書等関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に(4)に掲げるそれぞれの部課に必ず電話連絡しなければなりません（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出期間

公告日から令和4年6月14日まで（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 提出場所

〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2番地9

横浜市消防局総務部総務課経理係（保土ヶ谷区総合庁舎5階）

小豆澤 電話 045(334)6525 (直通)

(5) 入札参加に係る通知

次の通知は、令和4年6月24日までにを行います。

入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3(1)に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 設計図書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合には、令和4年6月30日午後5時までに別紙質問書を(2)の局課に提出しなければなりません。なお、電子メールによる提出も可としますが、その場合は(2)の局課に連絡し、送受信の確認を受けなければなりません。

(2) 質問書の提出先

〒240-0001 保土ケ谷区川辺町2番地9

横浜市消防局総務部総務課経理係（保土ケ谷区総合庁舎5階）

小豆澤 電話 045(334)6525 (直通)

メールアドレス sy-keiyaku@city.yokohama.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和4年7月5日までに随時、消防局ホームページで行い、併せて(2)の部課において文書により閲覧に供します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/shobo/shobodanshien.html>)

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 提案書の提出方法等

提出書類及び提出方法は、次のとおりとする。

(1) 提出書類及び提出部数

別添「提案書作成要領」によります。

(2) 提出方法及び提出期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、提案書を提出することと

します。

ア 持参による提案書の提出

令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 7 月 15 日午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）に 3（4）の局課に持参すること。

イ 郵送による提案書の提出

（ア） 対象

郵便による提案書の提出は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。郵便による提案書の提出を行う場合は、3（4）の局課に事前に連絡しなければなりません。

（イ） 提出期限及び郵送先

令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 7 月 14 日午後 5 時までに 3（4）の局課に必着のこと。

（ウ） 方法

郵便による提出は、書留郵便もしくは書留荷物（以下「書留郵便等」という。）によらなければなりません。この書留郵便等は、二重封筒もしくは二重梱包とし、提案書の中封筒もしくは中箱に入れ密封の上、封皮には氏名等を朱書し、外封筒もしくは外箱の封皮には公告番号、件名、数量及び提出期限とともに「提案書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に 3（4）に掲げる局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

7 入札及び開札

（1）入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札書を提出することとします。

ア 持参による入札書の提出

（ア） 入札日時

令和 4 年 7 月 15 日午後 2 時 00 分

（イ） 入札場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地 9

保土ヶ谷区総合庁舎 5 階入札室

イ 郵便による入札

（ア） 対象

郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。

郵便入札を行う場合は、3（4）の局課に事前連絡しなければなりません。

（イ） 提出期限及び郵送先

令和 4 年 7 月 14 日午後 5 時までに 3（4）の局課に必着のこと。

(ウ) 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に3(4)に掲げる局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(2) 開札予定日時

令和4年7月15日午後2時00分

8 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積らなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 持参による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札室において、入札書に記載することができます。

(4) 入札参加者は入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

9 入札及び開札における注意事項

(1) 入札書等

ア 入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示することとします。

イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市消防局長（以下「消防局長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ、若しくは妨げようとした者又は公正な

価格を害し、若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は、入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、原則直ちに再度の入札を行います。

ただし、郵便入札により入札した者がいる場合は、翌日以降に再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は1回とします。

(4) 入札の中止

消防局長は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函又は郵送するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、6(1)イ(イ)の期限までに3(4)イの部課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 3(1)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

(7) 価格点の算出

開札後、価格点については別添「落札者決定基準」に基づき別途算出します。

10 提案内容のヒアリング

日程及び場所は、別途入札参加者に通知する。

11 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

別添「落札者決定基準」に基づいて算出された総合評価点数の最も高い入札者を落札者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は落札者としません。

ア 別添「落札決定基準」で定める欠格事由に該当する場合

イ 入札者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合

(2) 入札参加者の全ての入札が(1)イの規定に該当したことにより落札者が決定しなかった場合は、(1)アに該当するものを除外して再度入札を行います。再度入札を行った結果、入札参加者の全ての入札が(1)イの規定に該当したことにより落札者が決定しなかった場合、再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の110分の100以下となった場合は、その者を落札者とすることができます。

(3) 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(4) 総合評価点数等は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、消防局ホームページで公表します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/s-hobo/shobodanshien.html>)

12 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

13 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取りかわします。

(2) 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、契約事務受任者から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、契約事務受任者は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

完了検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払います。

15 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。
- (2) 契約手続に関する問い合わせ先
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9
横浜市消防局総務部総務課経理係（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
小豆澤 電話 045(334)6525（直通）
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。